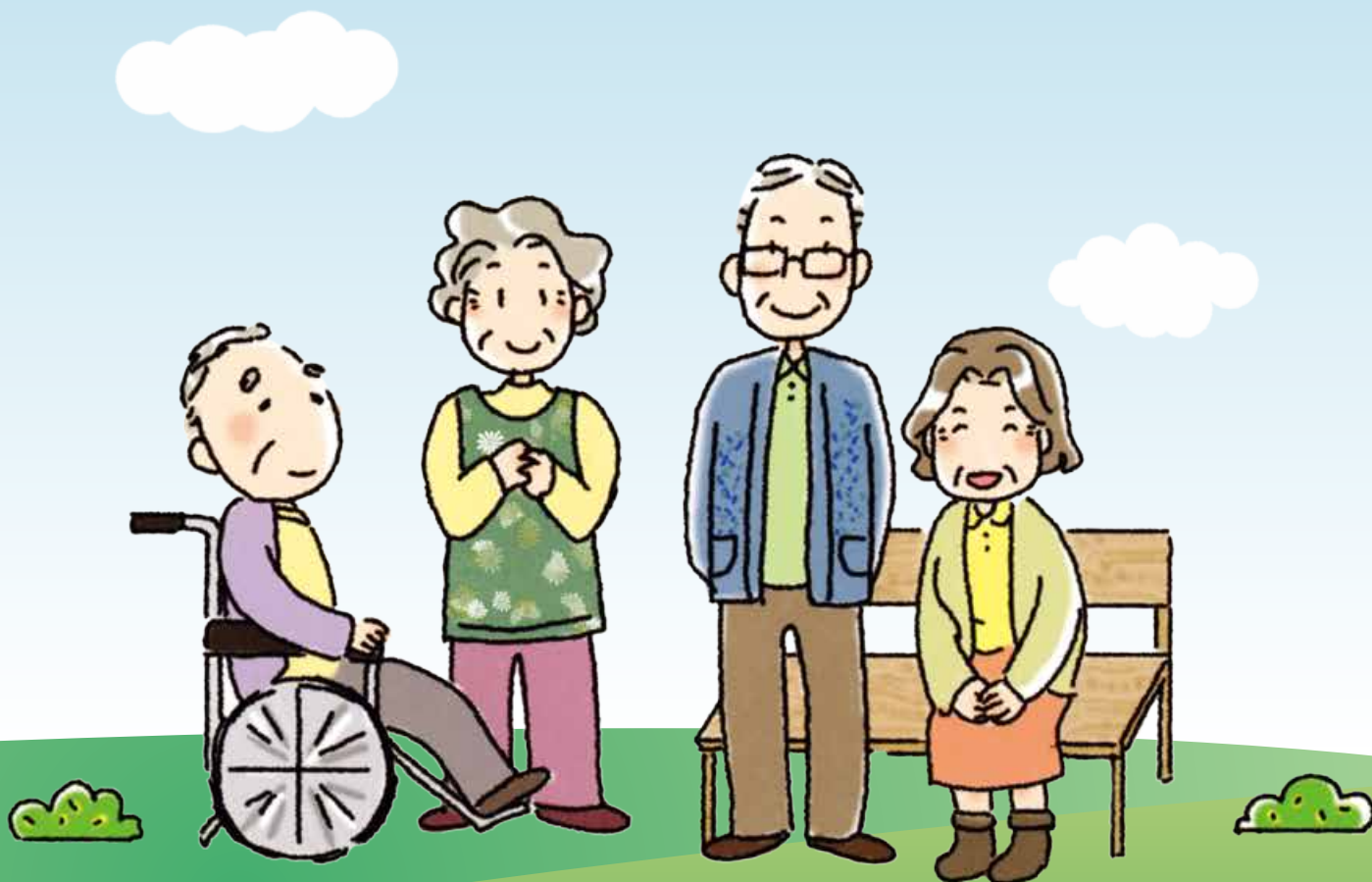


いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすために

にちじょうせい かつ じりつ し えんじ ぎょう
「日常生活自立支援事業」と

せいねんこうけんせい ど あんない
「成年後見制度」のご案内



せいかつ ふあん も こうれいしゃ しょうがい かた ちいき
生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある方が地域で
あんしん く しえん せいど
安心して暮らすことができるように支援する制度です。

こんなことで困こまっていませんか？ 1



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」ってなあに？ 2

日常生活自立支援事業のてつづ手続きのなが流れ 4

日常生活自立支援事業のそうだんまどぐち相談窓口 5



せいねんこうけんせいど
成年後見制度

「成年後見制度」ってなあに？ 6

法定後見制度のしゅるい種類とないよう内容 8

成年後見人のやくわり役割 9

申立てができるしんぞく親族 10

誰が成年後見人になるの？ 11

成年後見制度のてつづ手続きのなが流れ 12

申立てに必要なしゅるい書類とひよう費用 14

任意後見制度のないよう内容 16

成年後見制度のそうだんまどぐち相談窓口 17

家庭裁判所のれんらくさき連絡先・しよざい所在地 18

こんなことで こま 困っていませんか？

ふくし サービスを利用したいが、どのように手続きしたらよいのか、分かりません。



ちかごろ 物のわすれ 近頃、物忘れがひどくなって、大事な書類やハンコをどこにしまったか分からなくなってしまうことがあります。

ひとり暮らしをしている高齢の母親が訪問販売業者から必要のない布団や家具をたくさん買っています。



私たち夫婦には知的障害のある子どもがいますが、親亡き後の生活が心配です。

今は自分のことは自分で出来ませんが、将来、認知症になった時の生活が心配です。



このような困りごとを解決するために、「日常生活

自立支援事業」や「成年後見制度」があります。

まずはお近くの相談窓口へご相談ください。



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 「日常生活自立支援事業」

にんちしやうこうれいしゃちてきしょうがい かたせいしんしょうがい かた
認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方
など、にちじょうせいかつうえひつようふくし
日常生活をしていく上で、必要な福祉サービスの
りようなどについてじぶんひとりのはんだんおこなふあん
利用などについて自分ひとりの判断で行うことに不安のあ
る方が、かたちいきあんしんせいかつせんもんいんせいかつし
地域で安心して生活できるように専門員や生活支
えんいんてつだ
援員がお手伝いします。

1

ふくしりようてつだ 福祉サービスの利用のお手伝い (福祉サービス利用援助)

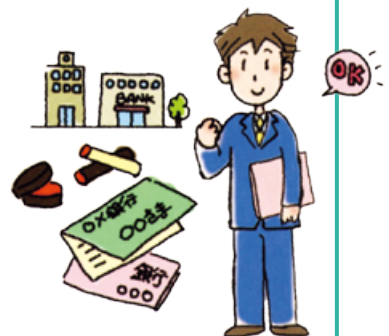


- ふくしりようてつづ
福祉サービスを利用する、またはやめたりする手続き
- ふくしりようりょうしはら
福祉サービスの利用料の支払い
- ふくしかんくじょうかいけつせいとりようてつづ
福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き
- じゅうたくかいぞうきょじゅうかおくちんたいにちじょうせいかつじょうしやうひけいやく
住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約および
じゅうみんひやうとどけでとうきやうせいてつづかんえんじよ
住民票の届出等の行政手続きに関する援助、
その他ふくしサービスのてきせつりようひつようえんじよ
適切な利用のために必要な援助

2

にちじょうてきかねだいてつだ 日常的金銭の出し入れのお手伝い (日常的金銭管理サービス)

- ねんきんふくしあてうとひつようてつづ
年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- いりやうひしはらてつづ
医療費の支払い手続き
- ぜいきんしゃかいほけんりやうこうきやうりやうきんしはらてつづ
税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- しはらひつようよちよきんはらもどかいはやく
支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、
あずい
預け入れの手続き



ってなあに??

3 大切な書類や印鑑などのお預かり (書類等預かりサービス)

銀行の貸金庫などを利用して次のものをお預かりします。

- 年金証書
- 預貯金の通帳
- 権利証
- 契約書類
- 保険証書
- 実印、銀行印 など



りょうりょう 利用料について

- ▶ 契約前の相談は無料です。
- ▶ 契約後、サービスを受ける場合は利用料および専門員や生活支援員の交通費をいただきます。
利用料：1回1時間まで1,200円
1時間を超える場合は、30分ごとに400円
- ▶ 書類等預かりサービスは別途、利用料がかかります。

※新潟市在住の方は、利用料が上記と異なりますので、詳しくは新潟市社会福祉協議会へお問い合わせください。

(連絡先は5ページをご覧ください。)



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう てつづなが 日常生活自立支援事業の手続きの流れ

1
そう相 だん談

ちよ しゃかいふくしきょうぎかい そうだん
最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。
そうだんないよう ひみつ かなら まち
相談内容の秘密は必ず守ります。



2
ほうもんちようさ
訪問調査

しゃかいふくしきょうぎかい せんもんいん したく
社会福祉協議会の専門員がご自宅などを
ほうもん ほんにん こま うかが
訪問し、ご本人に困りごとなどを伺いま
す。



3
しえんけいかく
支援計画の
さくせい
作成

ほんにん こま きぼう うかが しゃ
ご本人の困りごとや希望を伺いながら社
かいふくしきょうぎかい せんもんいん ぐたいてき てつだ
会福祉協議会の専門員が具体的なお手伝
ないよう き しえんけいかく さくせい
いの内容を決めて「支援計画」を作成し
ます。



4
けい契 やく約

てつだ ないよう やくそく か けい
お手伝いの内容や約束ごとを書いた「契
やくしよ しえんけいかく ほんにん かくにん
約書」と「支援計画」をご本人に確認い
ただき、ほんにん しゃかいふくしきょうぎかい けい
ただき、ご本人と社会福祉協議会とが契
やく むす
約を結びます。



5
しえん かいし
支援の開始

たんとう せいかつしえんいん したく ほうもん
担当の生活支援員がご自宅などを訪問
しえんけいかく ちと てつだ
し、「支援計画」に基づいてお手伝いし
ます。



日常生活自立支援事業



にちじょうせいかつ じりつ し えん じぎょう そうだんまどぐち 日常生活自立支援事業の相談窓口

下記の電話番号へお掛けください。

にいがたししゃかいふくしきょうぎかい
新潟市社会福祉協議会

(025)243-4416

ながあかししゃかいふくしきょうぎかい
長岡市社会福祉協議会

(0258)32-7833

(支所名)
なかの島 (0258)66-0688
なごし越路 (0258)92-4656
みやま三島 (0258)42-3760
やまの志 (0258)41-1180
おのこくに (0258)95-2027
おのこくに (0258)74-2911
てら泊 (0258)75-2368
てら尾 (0258)52-5895
てら板 (0258)72-4714
てら板 (0258)89-3117

じょうえつししゃかいふくしきょうぎかい
上越市社会福祉協議会

(025)521-1212

(支所名)
やすのや (025)592-3002
あはら (025)599-3878
おおしま (025)594-7107
まき (025)533-5700
かき (025)536-6718
おお (025)534-2410
おおく (025)530-4361
あし (025)548-3454
あし (025)81-6033
あし (025)78-2220
あし (025)528-3000
あし (025)529-2231
あし (025)537-2566

さんじょうししゃかいふくしきょうぎかい
三条市社会福祉協議会

(0256)33-8521

かかわきししゃかいふくしきょうぎかい
柏崎市社会福祉協議会

(0257)22-1411

しばたししゃかいふくしきょうぎかい
新発田市社会福祉協議会

(0254)20-0022

おぢやししゃかいふくしきょうぎかい
小千谷市社会福祉協議会

(0258)83-2340

かもししゃかいふくしきょうぎかい
加茂市社会福祉協議会

(0256)52-6667

とおかまちししゃかいふくしきょうぎかい
十日町市社会福祉協議会

(025)757-3565

みつけししゃかいふくしきょうぎかい
見附市社会福祉協議会

(0258)61-1352

むらかみししゃかいふくしきょうぎかい
村上市社会福祉協議会

(0254)62-7756

つばししゃかいふくしきょうぎかい
燕市社会福祉協議会

(0256)78-7020

いといがわししゃかいふくしきょうぎかい
糸魚川市社会福祉協議会

(025)552-7700

みょうこうししゃかいふくしきょうぎかい
妙高市社会福祉協議会

(0255)72-7660

ごせんししゃかいふくしきょうぎかい
五泉市社会福祉協議会

(0250)41-1000

さとししゃかいふくしきょうぎかい
佐渡市社会福祉協議会

(0259)81-1150

あがのししゃかいふくしきょうぎかい
阿賀野市社会福祉協議会

(0250)67-9203

うおぬまししゃかいふくしきょうぎかい
魚沼市社会福祉協議会

(025)792-8181

みなみうおぬまししゃかいふくしきょうぎかい
南魚沼市社会福祉協議会

(025)773-6919

たいないししゃかいふくしきょうぎかい
胎内市社会福祉協議会

(0254)44-8682

せいろうまちしゃかいふくしきょうぎかい
聖籠町社会福祉協議会

(0254)28-7110

やひごむらししゃかいふくしきょうぎかい
弥彦村社会福祉協議会

(0256)94-4551

たがみまちしゃかいふくしきょうぎかい
田上町社会福祉協議会

(0256)57-5877

あがまちしゃかいふくしきょうぎかい
阿賀町社会福祉協議会

(0254)92-3088

いずもさきまちしゃかいふくしきょうぎかい
出雲崎町社会福祉協議会

(0258)41-7133

ゆざわまちしゃかいふくしきょうぎかい
湯沢町社会福祉協議会

(025)784-4111

つなんまちしゃかいふくしきょうぎかい
津南町社会福祉協議会

(025)765-3774

かりわむらししゃかいふくしきょうぎかい
刈羽村社会福祉協議会

(0257)45-2026

せきかわむらししゃかいふくしきょうぎかい
関川村社会福祉協議会

(0254)64-0111

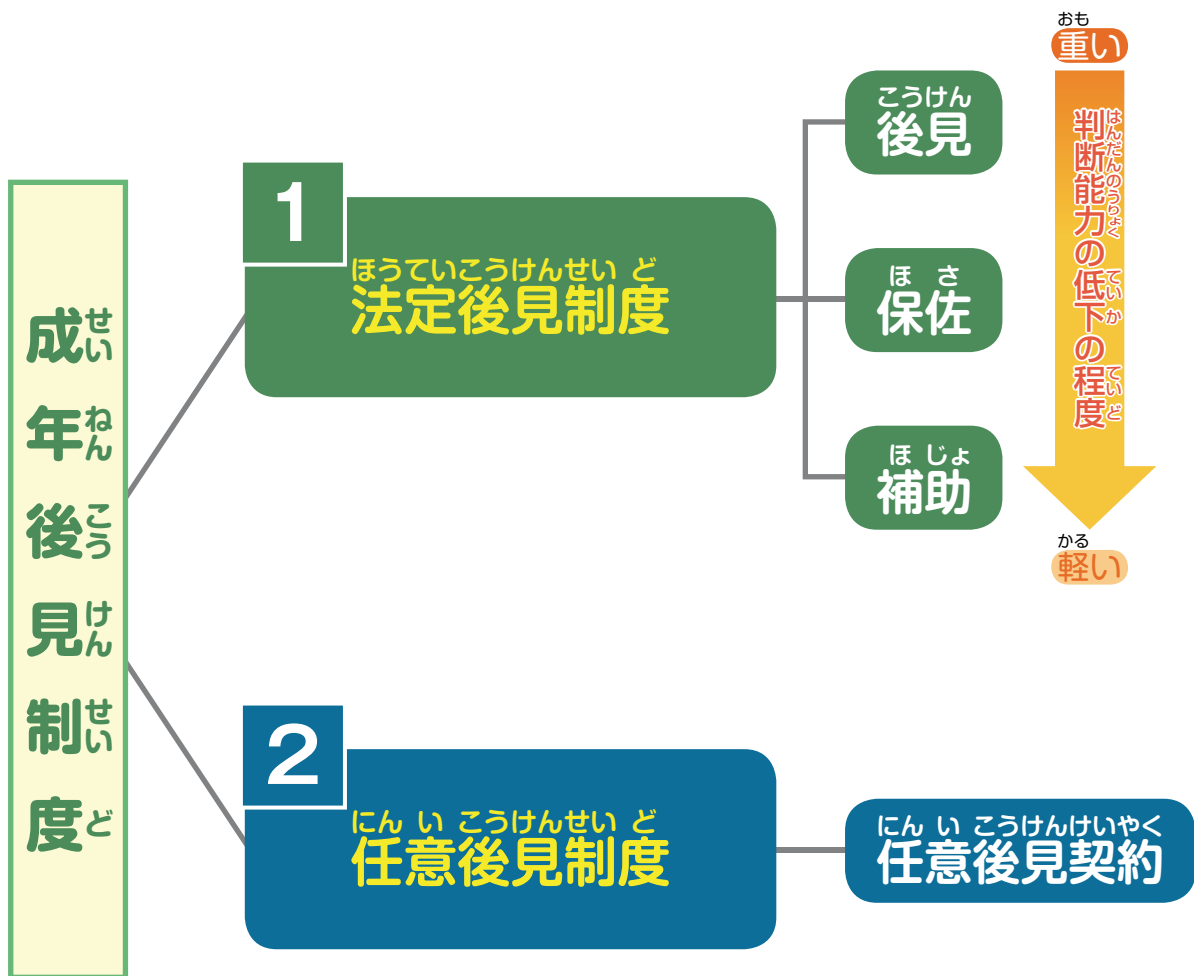
あわしまらむらししゃかいふくしきょうぎかい
粟島浦村社会福祉協議会

(0254)55-2111



「成年後見制度」

成年後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人を決めておく任意後見制度の2つに分かれています。



ってなあに??

1

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

にんちしょう ちてきしょうがい せいしんしょうがい じ
認知症や知的障害、精神障害などにより自
ぶんひとりで物事を決めることが難しくな
たり、正しい判断が十分にできなくなった場
あいかていさいばんしょ えら せいねんこうけん
合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人
どうみまわ はいりよ ざいさん かんり
等が身の回りに配慮しながら財産の管理や
かいご サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守りながら生活を支
えん ほご せいど
援・保護する制度です。



なお、ほうていこうけんせいど ほんにん はんだんのうりよく ていど おう こうけん
「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

2

にんいこうけんせいど 任意後見制度



ほんにん じゅうぶん はんだんのうりよく しょうらい にんちしょう ほん
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判
断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人に、
どのような支援をしようかをきめておくせいど
制度です。



ほうていこうけんせい ど しゅるい ないよう 法定後見制度の種類と内容

		こう けん 後 見	ほ さ 保 佐	ほ じょ 補 助
たいしょう 対象となる方 かた		はんだんのうりよく つね か 判断能力が常に欠け かた ている方	はんだんのうりよく いちじる ふ 判断能力が著しく不 じゅうぶん 十分な方	はんだんのうりよく ふ じゅうぶん 判断能力が不十分な かた 方
もうした おこな 申立てを行うこ とができる人 ひと	えんじょ 援助する人 ひと	ご本人、配偶者、四親等以内の親族※1、検察官、市町村長など		
	ほんにん 本人の同意	ふ 要		ひつ 要
えんじょ 援助する人 ひと		せいねんこうけんにん 成年後見人	ほ さ にん 保 佐 人	ほ じょ にん 補 助 人
どういけん 同意権・取消権 とどけしけん	はん 囲 い 囲	にちじょうせいにかつ かん こう 日常生活に関する行 い がい こうい 為以外の行為	みんぽう じょう こうかくこう ※2 民法13条1項各号 が定める行為	もうした はん い ない か 申立ての範囲内で家 ていさいばんしよ さだ ほう 庭裁判所が定めた法 りこうい 律行為
	ほんにん 本人の同意	ふ 要		ひつ 要
	と け 取り消しができ る人 ひと	ほんにん せいねんこうけんにん 本人と成年後見人	ほんにん ほ さ にん 本人と保佐人	ほんにん ほ じょ にん 本人と補助人
だいいけん 代理権	はん 囲 い 囲	ざいさん かん すべ 財産に関する全ての ほうりつこうい 法律行為	もうした はん い ない か ていさいばんしよ さだ ほうりつ 申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律 こうい 行為	
	ほんにん 本人の同意	ふ 要	ひつ 要	

※1) 四親等以内の親族の範囲は10ページをご覧ください。

※2) 民法13条1項各号が定める行為とは、次の9つの行為を指します。

1. 資金などの元本を領収すること、これを利用すること。
2. 借金をしたり、保証人になること。
3. 不動産その他重要な財産の売買等を行うこと。
4. 訴訟行為を行うこと。
5. 贈与や和解、または仲裁契約をすること。
6. 相続を承諾したり放棄すること、または遺産の分割をすること。
7. 贈与や遺贈の申し出を断ること、または負担付きの贈与もしくは遺贈を受けること。
8. 新築、改築、増築または大修繕を行うこと。
9. 民法602条（短期貸借）に定められた期間を超える貸借契約を結ぶこと。



せいねんこうけんになん やくわり 成年後見人の役割

① しんじょうほご 身上保護

せいねんこうけんになんとう つぎ じこう かん けいやく むす けいやく ないよう かく
成年後見人等は次の事項に関して契約を結んだり、契約の内容が確
じつ じっこう かんし ばあい けいやくあいて たい
実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対し
かいぜん もと
て改善を求めます。

- ふくし しせつ にゅうたいしよ かん じこう
・ 福祉施設への入退所に関する事項
- ちりょう にゅういん かん じこう
・ 治療・入院に関する事項
- じゅうきよ かくほ かん じこう
・ 住居の確保に関する事項 など



② ざいさんかんり 財産管理

せいねんこうけんになんとう ほんにん ざいさん てきせい かんり
成年後見人等は本人の財産を適正に管理しなければなりません。

- いんかん よきんつうちょう ほかん かんり
・ 印鑑や預金通帳の保管・管理
- ふどうさん いじ かんり
・ 不動産の維持・管理
- ひつよう けいひ こうきょうりょうきん ししゅつ
・ 必要な経費（公共料金など）の支出 など



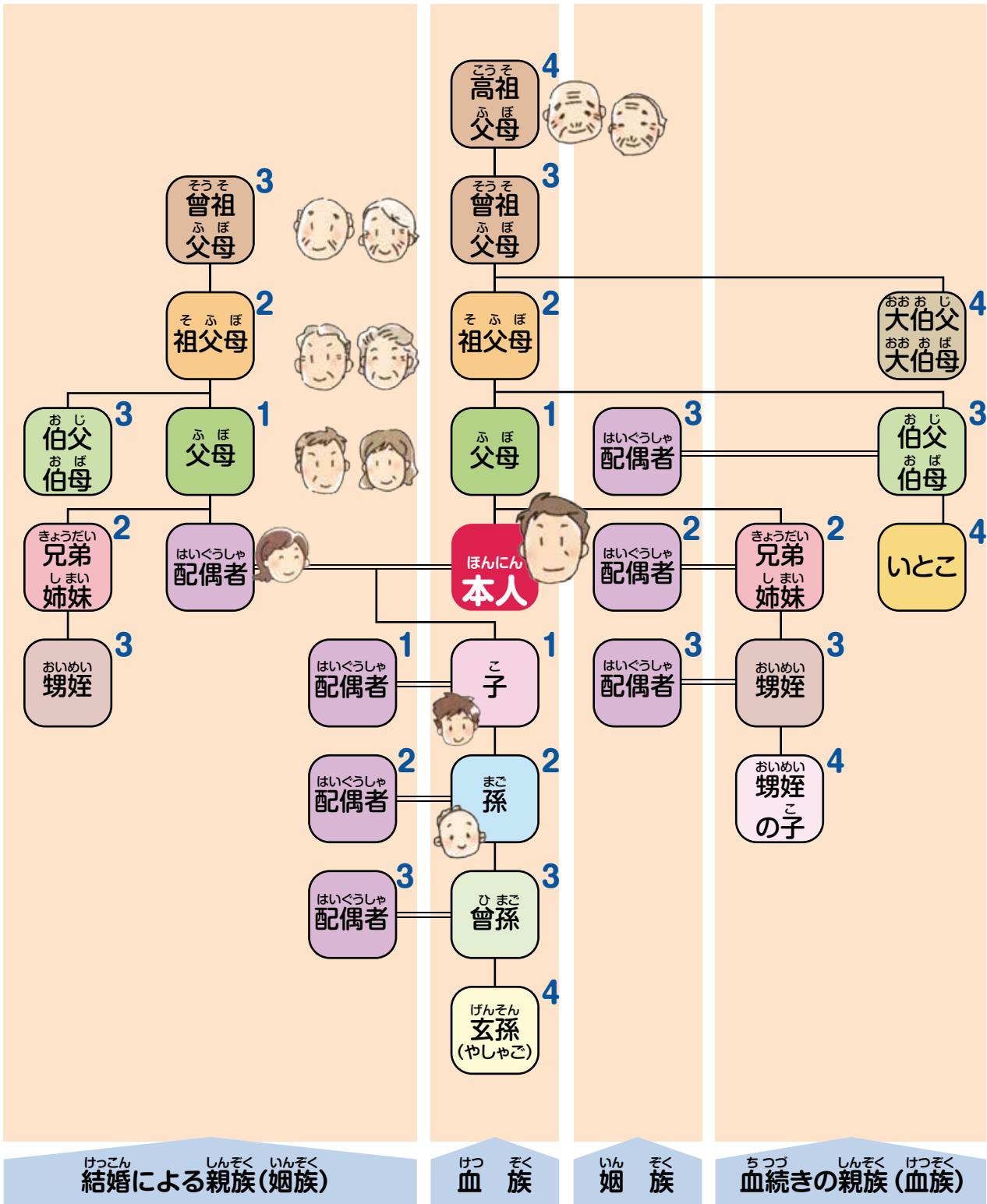
③ かていさいばんしよ ほうこく 家庭裁判所への報告

せいねんこうけんになんとう ねん かいていど かていさいばんしよ
成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所
たい せいねんこうけんになんとう おこな しこと ないよう
に対して成年後見人等として行った仕事の内容
ほうこく ひつよう しじょう
について報告し、必要な指示を受けます。
(これを「後見監督」といいます。)





もうした しんぞく 申立てができる親族



※親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）

成年後見制度



だれ せいねんこうけんじん 誰が成年後見人になるの？

せいねんこうけんじんとう しゅうじん ひと かていさいばんしょ ほんにん もっと てきにん
成年後見人等に就任する人は、家庭裁判所が本人にとって最も適任
である判断した方を選任することになりますが、その成り手は大き
く分けて「親族」と、親族以外の「第三者」の2パターンに分かれま
す。

しんぞく せいねんこうけんじんとう はいくうしゃ こ きょうだいとう しゅうじん
「親族」の成年後見人等としては、配偶者や子ども、兄弟等が就任
するケースが多く、「第三者」の成年後見人等としては、弁護士や司法
書士、社会福祉士などの専門職が就任するケースが多いです。また、社
会福祉協議会やNPO法人などの「法人」や、自治体が開催する所定の
研修会（例：市民後見人養成研修会）を修了した市民が
「市民後見人」として成年後見人等になる場合もあります。

せいねんこうけんじんとう ひつよう おう ふくすうにんえら
なお、成年後見人等は必要に応じて複数人選ばれること
もあります。



せいねんこうけんせいど ひよう ひこうけんじんとう ふたん 成年後見制度にかかる費用（被後見人等の負担）

せいねんこうけんじんとう たい ほうしゅう ① 成年後見人等に対する報酬

せいねんこうけんじんとう ねん かいていど かていさいばんしょ ほうしゅうふ よしんばん もうした おこな どうさいばんしょ
成年後見人等は年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所
はその報酬額を決定します。

せいねんこうけんじんとう つうじょう こうけん しむ おこな ぼあい めやす ほうしゅうがく げつがく まんえん
成年後見人等が通常の後見事務を行った場合の目安となる報酬額は月額2万円です
が、管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合は月額3～4万円、管理す
る財産が5,000万円を超える場合は月額5～6万円です。

ひこうけんじんとう しりよく とぼ ほんにん ざいさん なか ほうしゅう しはら
なお、被後見人等の資力が乏しく、本人の財産の中から報酬を支払うことができない
場合は、「成年後見制度利用支援事業」（市町村による助成制度）が利用できます。

せいねんこうけんじんとう かつどう よう ひよう りよひ ② 成年後見人等の活動に要した費用（旅費など）

じつび ふたん
実費負担となります。



成年後見制度の手続きの流れ

もうし 立て

こうけん 後見 / ほさ 保佐 / ほじよ 補助

かいし 開始 / もうした 申立て



もうした 申立てに必要な主なもの

- 申立書
- 診断書
- 申立費用 (1件につき800円分の収入印紙)
- 登記費用 (2,600円分の収入印紙)
- 郵便切手
- 戸籍謄本
- 住民票 など

任意後見監督人

せんじん 選任の申立て

*申立て後は、裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

はんだんのうりよく 判断能力が十分ではない
かた 方がたとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

ひとり 1人でするには不安がある。
ひとり 1人ではできない。



法定後見制度

判断能力が不十分なとき

任意後見 契約

公正証書に よって行います。

公正証役場



判断能力が不十分になったとき

任意後見制度

判断能力があるとき

成年後見制度

しんぱん てつづ 審判手続き

ちょう さ とう 調査等

さいばんしょ しょくいん じじょう たす
裁判所の職員が事情を尋ねたり、
と 問いあ 合わせたりします。



しん もん 審問

ひつよう おう さいばんかん ちよくせつ じじょう たす
必要に応じ裁判官が直接事情を尋
ねます。



★ほんにん ほんだんのうりよく かんてい
★本人の判断能力について鑑定を
おこな 行うことがあります。
べつと ひよう
(別途費用がかかります。)

しん ぱん 審 判

せいねんこうけんにと 成年後見人等 の選任 せんにん

し えん かい し 支援の開始



◎み まわ はいりよ
◎身の回りに配慮しながら
ざいさん かんり かいご
財産の管理や介護サービ
ス等の契約を行います。

※しんぱんないよう こせき には きさい
※審判内容は戸籍には記載されません。



もうした ひつよう しょうらい ひょう 申立てに必要な書類と費用

ひつよう しょうらい 必要な書類		しょうらい どりよ ききとう 書類の取寄せ先等	ひょう 費用
作 成 書 類	1 ほんにんじょうほう 本人情報シートのコピー	かていさいばんしよ 家庭裁判所	さくせいしゅ こと 作成者で異なります
	2 しんだんしよ しんだんしよ ふりょう 診断書と診断書付票		かくびょういん こと 各病院で異なります
	3 もうしたてしよ しんだんしよ ほんていないよう かくにん うえ きにゅう 申立書(診断書の判定内容を確認した上で記入)		む 料 無 料
	4 もうしたて し しょうせつめいしよ 申立事情説明書		
	5 ざいさんちくろく 財産目録		
	6 しゅうし よていひょう 収支予定表		
	7 しんぞくかんけい 函 親族関係函		
	8 こうけんにんどうごう ほ しゃ し しょうせつめいしよ 後見人等候補者事情説明書		
	9 しんぞく いけんしよ 親族の意見書		
	どういしよ ほさ ほじよ もうした ほんにん い がい かつた もうし 同意書(保佐・補助の申立てで本人以外の方が申 立てをする場合)		
	どうい ごうい ちくろく ほじよ だいいり ごうい ちくろく ほさ ほじよ 同意行為目録(補助)・代理行為目録(保佐・補助)		
	そうぞくざいさんちくろく ほんにん そうぞくにん い さんぶん 相続財産目録(本人が相続人となっている遺産分 割未了の相続財産がある場合)		
取り 寄せ 書類	13 ほんにん こ せきとうほん 本人の戸籍謄本 ※コピーでも構いません	こ せきとうほん しゅうみんりょうまた 戸籍謄本、住民票又 は戸籍附票は、市町 村役場	とりよ きき 取寄せ先により異なります
	14 ほんにん こうけんにんどうごう ほ しゃ しゅうみんりょうまた こ せき ふりょう ごう 本人と後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(後 見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業 登録簿謄本) ※コピーでも構いません	しゅうみんりょうまた 商業登録簿謄本は、 法務局	
	15 ほんにん せいねんこうけんとう き じ ごうしょうめいしよ 本人の成年後見登記事項証明書 ① 登記事項証明書(登記されている方が対象) ② 登記されていないことの証明書(登記されてい ない方が対象)	にいがた ちほうほうむきく 新潟地方法務局 (※郵送で取り寄せ る場合は東京法務 局のみ)	
本人の 財産 関係 資料	16 よちよきんあや ゆう かしょうけん ざんだか しょうらい まちよきん 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類(預貯金 通帳のコピー、残高証明書、各種保険証書のコピー など)	ぎんこう ほけんがいしゅ 銀行、保険会社など	とりよ きき 取寄せ先により異なります
	17 ふどうさん しりょう ふどうさんとうき じごうしょうめいしよ こ 不動産についての資料(不動産登記事項証明書、固 定資産評価証明書など)	ほうむまく しちゅうそんやくほ 法務局、市町村役場	
	18 ふさい かん しりょう けいやくしよ 負債に関する資料(ローン契約書のコピーなど)		

成年後見制度

ひつよう しよるい 必要な書類		しよるい とりよ さきとう 書類の取寄せ先等	ひ 費用 用
本人の財産関係資料	19 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ・ 預貯金および有価証券の残高が分かる資料(預貯金通帳のコピー、残高証明書など) ・ 不動産についての資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書など)	銀行、証券会社、法務局、市町村役場など	取寄せ先により異なります
	20 後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係資料(借用書、契約書など)		
本人の収支関係資料	21 収入関係 年金金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代などの領収書などのコピー 支出関係 施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書などのコピー		
本人の健康状態に関する資料	22 介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などのコピー	市町村役場などが 送られてくるもの	
同意権代理権付与に関する資料	23 保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合は、その関係資料のコピー(契約書のコピーなど)		
必要な費用	24 申立手数料(収入印紙)		800円 (保佐及び補助の場合で、合わせて申立てをする同意権又は代理権の付与の申立て1件ごとに、ほかに800円必要)
	25 後見登記手数料(収入印紙)		2,600円
	26 郵便切手	郵便局など	(後見)3,420円、(保佐・補助)4,600円 ※500円3枚(保佐・補助は5枚) 110円11枚(保佐・補助は13枚) 100円5枚、50円1枚、10円16枚(保佐・補助は12枚) (後見で本人の預金等が1,000万円以上の場合は、500円2枚、110円2枚、10円8枚を加算)

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円から10万円程度かかります。

※審理のために追加書類の提出が必要となる場合があります。

※申立てについて、ご不明な点は新潟家庭裁判所 (TEL 025-333-0107) にお問い合わせください。

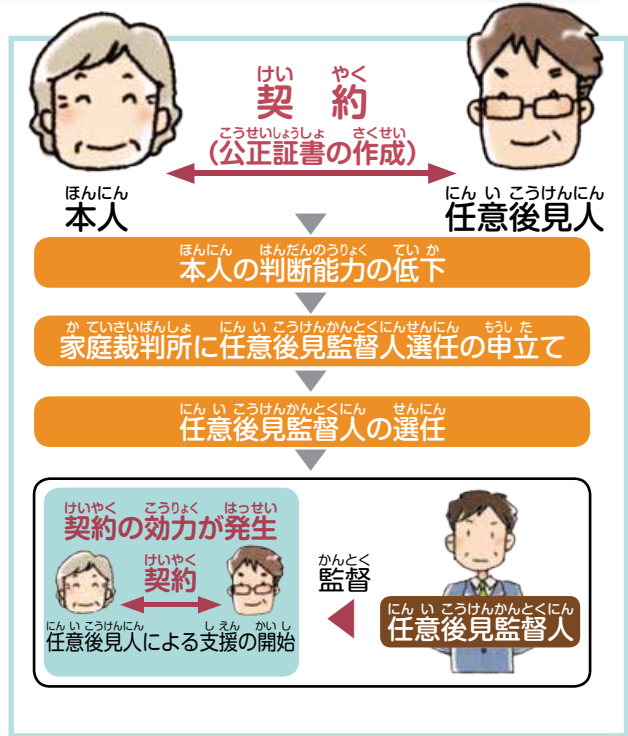


任意後見制度の内容

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で契約を結び、後見登記をする必要があります。任意後見人に任せたい内容は本人の希望に応じて設定することができます。



任意後見契約の締結に必要な書類と費用

必要な書類	
印鑑登録証明書 + 実印 (本人と任意後見人候補者)	
住民票 (本人と任意後見人候補者)	
戸籍謄本 (本人のみ)	
費用	
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他、本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など	

成年後見制度



せいねんこうけんせい ど そうだんまどぐち 成年後見制度の相談窓口

せいねんこうけんせい ど 成年後見制度について

き かん めい 機 関 名	てん わ ぼんこう 電話番号	しょ ざい ち 所 在 地
にいがたけんない か ていさいばんしよ 新潟県内の家庭裁判所		18ページをご覧ください。
にいがたけんべん こ し かい 新潟県弁護士会 こうれいしゃ しよ ざいさんかんり 高齢者・障がい者の財産管理・ けんりようこ し えん 権利擁護支援センター	(025) 222-5533	〒951-8126 にいがた し ちゅうおう く がっこうちやうどり ぼんちやう 新潟市中央区学校町通1番町1 にいがたけんべん こ し かいかんない 新潟県弁護士会館内
こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん 公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート新潟県支部	(025) 244-5141	〒950-0911 にいがた し ちゅうおう く きさくち ちやうめ 新潟市中央区笹口1丁目11-15 にいがたけん し ほうしよ し かいかんない 新潟県司法書士会館内
こうえきしゃだんほうじん にいがたけんしやかいふく し し かい 公益社団法人 新潟県社会福祉士会 けんりようこ 権利擁護センター ぱあととなあ新潟	(025) 281-5502	〒950-0994 にいがた し ちゅうおう く かみところ ちやうめ 新潟市中央区上所2丁目2-2 にいがた 新潟ユニゾンプラザ3階
こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん 公益社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 新潟県支部	(025) 248-3774	〒950-0911 にいがた し ちゅうおう く きさくち ちやうめ 新潟市中央区笹口3丁目4-8 にいがたけんぎやうせいしよ し かいかんない 新潟県行政書士会館内

※ その他、対象者が高齢者の場合は各市町村の高齢福祉担当課又は地域包括支援センター、障害のある方は障害福祉担当課で相談を受け付けています。

市町村に中核機関が設置されている場合は、そちらも利用できます。

また、法テラス新潟（電話：0570-078328）、法テラス佐渡（電話：050-3383-5422）でも相談できます。

にん い こうけんけいやく 任意後見契約について

き かん めい 機 関 名	てん わ ぼんこう 電話番号	しょ ざい ち 所 在 地
にいがたこうしやうにんこうどうやく ば 新潟公証人合同役場	(025) 240-2610	〒950-0917 にいがた し ちゅうおう く てんじん ちやうめ 新潟市中央区天神1丁目1 プラーカ3 (6階)
ながおかこうしやうにんこうどうやく ば 長岡公証人合同役場	(0258) 86-6925	〒940-0053 ながおか し ながちやう ちやうめ こう 長岡市長町1丁目甲1672-1
さんじやうこうしやうやく ば 三条公証役場	(0256) 32-3026	〒955-0047 さんじやう し りがしさんじやう ちやうめ 三条市東三条1丁目5-1 川商ビル4階
じやうえつこうしやうやく ば 上越公証役場	(025) 522-4104	〒943-0834 じやうえつ し にししろまち ちやうめ 上越市西城町2丁目10-25 おおしま かい 大島ビル1階
し ば た こうしやうやく ば 新発田公証役場	(0254) 24-3101	〒957-0054 し ば た し ほんちやう ちやうめ 新発田市本町1丁目3-5 だい かいしやうち かい 第5榎内ビル3階



かていさいばんしょ れんらくさき しょざいち 家庭裁判所の連絡先・所在地

機関名	電話番号	所在地	管轄区域
新潟家庭裁判所	(025) 333-0070	〒951-8513 新潟市中央区川岸町1丁目54-1	新潟市 燕市のうち旧吉田町 五泉市 阿賀町 弥彦村
新潟家庭裁判所 三条支部	(0256) 32-1758	〒955-0047 三条市東三条2丁目2-2	三条市 加茂市 燕市のうち旧燕市、旧分水町 田上町
新潟家庭裁判所 新発田支部	(0254) 24-8255	〒957-0053 新発田市中央町4丁目3-27	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新潟家庭裁判所 村上出張所	(0254) 53-2066	〒958-0837 村上市三之町8-16	村上市 関川村 粟島浦村
新潟家庭裁判所 長岡支部	(0258) 35-2285	〒940-1151 長岡市三和3丁目9-28	長岡市 小千谷市 見附市 魚沼市 出雲崎町
新潟家庭裁判所 十日町出張所	(025) 752-2086	〒948-0093 十日町市稲荷町3丁目南3番地1	十日町市のうち旧十日町市、 旧川西町、旧中里村 津南町
新潟家庭裁判所 柏崎出張所	(0257) 22-2090	〒945-0063 柏崎市諏訪町10-37	柏崎市 刈羽村
新潟家庭裁判所 南魚沼出張所	(025) 772-2450	〒949-6680 南魚沼市六日町1884番地子	南魚沼市 湯沢町
新潟家庭裁判所 高田支部	(025) 524-5235	〒943-0838 上越市大手町1-26	上越市 妙高市 十日町市のうち旧松代町、 旧松之山町
新潟家庭裁判所 糸魚川出張所	(025) 552-0058	〒941-0058 糸魚川市寺町2丁目8-23	糸魚川市
新潟家庭裁判所 佐渡支部	(0259) 52-3151	〒952-1324 佐渡市中原356-2	佐渡市

作成・発行

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
Tel.025-281-5584 Fax.025-281-5528

令和7年2月作成